

(案)

意見書

～第8期における審議のまとめ～

令和元年〇月

旭川市市民参加推進会議

目 次

はじめに	P 1
1 市民参加の在り方について	P 2
(1) 市民参加の取組について	P 2
ア 基本姿勢	
イ 評価方法	
(2) P R について	P 3
(3) 意見提出手続（パブリックコメント）について	P 3
(4) 公募委員の充実にについて	P 4
ア 応募条件の緩和について	
イ 選考方法の見直しについて	
ウ 実施方法について	
(5) 職員の意識について	P 5
2 市民参加推進会議について	P 6
(1) 会議の運営方法	P 6
ア 委員への事前説明	
イ 審議事項	
(2) 意見書の取扱い	P 6
おわりに	P 7

はじめに

平成15年4月に施行された旭川市市民参加推進条例に基づき、本市の市民参加に関する基本的事項を調査審議するために設置された旭川市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成30年2月に委嘱された委員をもって第8期目となりました。

今期における取組として、まず1年目では、これまでの推進会議の取組を踏襲する形で、市が新たに取組む施策における市民参加の取組についての評価・検証を行い、各施策に対する改善策を「提言」として提出いたしました。

この経験を通じて、各委員が市民参加に対する理解を深めるとともに、旭川市における市民参加の現状や課題を把握することができたことから、過去の意見書において長く検討課題となっていた「推進会議の在り方」について、改めて見直しを行いました。

その結果、2年目では、従来の「個別施策における市民参加の評価・検証」に代わり、過去の意見書にあった「より市民参加に関する本質的な議論を深めること」に取り組むこととし、「市民参加の取組方法」や「公募委員の充実」についての重点的な審議を行いました。

本意見書は、こうした2年間の取組において確認された旭川市における市民参加の課題や改善点等を、第8期の推進会議の取組結果として市へ提起するものです。

この意見を基に、市においては一層の取組に努められ、本市における市民参加が更に推進されることを期待します。

令和元年 月

旭川市市民参加推進会議
会長 小松 恵美子

1 市民参加の在り方について

(1) 市民参加の取組について

ア 基本姿勢

市民参加に取り組む際には、その取組における狙いや目的を明確にした上で、手法や対象、実施時期などを考える必要があり、いずれの場合においても、「市民から意見を聴こう」という姿勢に基づいた環境が作られていることが求められます。

現在、市が取り組んでいる市民参加においては、学生や現役世代が自発的に意見提出する機会は非常に少なく、市政への関心が薄いようにも感じられますが、実際にそのような人たちと意見交換の機会を持つと、とても活気にあふれ多様な意見を有していることが分かります。

そのため、学生や現役世代のような、これまでの取組では意見聴取が難しかった人々の意見も聴き取る機会を設ける工夫が必要であり、例えば、改まった会議よりもワークショップなど意見の出しやすい場を設定する、若年層向けアンケートであればSNSを活用してみる、様々な集団に対し個別に意見交換の場を設けるなど、より多くの人々が市民参加できる環境を整えていく必要があります。

また、意見交換会やアンケートの実施、チラシの配布についても、漫然と配布や周知を行い完了とするのではなく、同時進行で、関係団体等を通じたPRや参加依頼、口コミを利用するなど、多くの参加を得るための働きかけを積極的に行うことで、より効果的な意見聴取が可能になると考えます。

さらに、今後の展望としては、市民参加を行う次世代育成や、市民の当事者意識につながる仕組みづくりが望まれ、具体例としては、教育機関を通じて児童・生徒や学生にパブリックコメントなど市民参加を経験してもらう取組や、施策立案の段階から参加できるワークショップの開催などが考えられます。

イ 評価方法

市が実施した市民参加に対する評価としては、「市民参加の方法」、「市民参加の実施時期」、「市民意見の十分な聴取」、「市民意思の施策への反映」の妥当性や適当性について、担当課による自己評価を行っていますが、今後はさらに、客観的な視点による評価も必要だと考えます。

また、現在の市民参加への満足度が、そのまま今後の参加状況に影響することを考えると、客観的評価を市民に求め、自己評価と客観的評価の差異を埋めるための検討を積み重ねていけば、必ず市民参加の取組はより良いものになると考えます。

(2) P Rについて

意見提出手続や附属機関の委員の公募など、市が取り組む市民参加の主要な取組については、現在、ホームページや広報誌で周知されていますが、元々関心を持たない人については、ホームページによるP R効果はほとんど期待できません。

また、市民参加に関心がある人にとっても、現在のホームページでは目的のページを探すことが難しいため、市のトップページ上に市民参加のポータルサイトを設置し、市民参加に関する情報を一元的に獲得できるようにするなどの工夫が求められます。

最近利用が増えているSNSについては、双方向性の運用が可能になるのであれば、意見交換や多様な情報の獲得など一定程度の効果が期待できますが、双方向性の運用は課題も多いため、市からの情報発信に限定した運用のままだと考えるならば、P R効果はそれほど大きなものではないと思います。

一方、広報誌については、市内全戸に配布される上、近年は誌面がとても見やすく工夫されており、私たちの身の回りでもかなり多くの人たちが読んでいることから、情報発信の方法としては現状、最も効果的であり、特にフルカラーで掲載される特集記事のP R効果は非常に高いと考えます。

したがって、市民参加に関する特集記事を発信することができれば、市民参加に対する市民理解は高まることが期待できますし、単独での特集が難しい場合であっても、例えば、予算説明の特集と併せて各附属機関を紹介し、具体的な事業に関連した会議があることを市民に周知できれば、公募委員として参加してみようとする人も増えるのではないのでしょうか。

その他、チラシ等によるP Rを行う場合には、単純に配布するだけでは手に取って目を通してもらうことが難しいため、配布後も関係団体への声かけを行うなど、何らかの行動と併せて実施していくことが必要です。

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）について

パブリックコメントについては、各案件に対する意見提出数の少なさから、その効果を疑問視する声も聞かれますが、この制度は全ての人に等しく意見を述べる機会を保障するものであり、市民参加において非常に重要な取組であると考えます。

パブリックコメントにおいて重要視されるべきは、意見の数ではなくその内容であり、また、パブリックコメントによって市民が施策内容を詳しく知ることができることを考えると、意見数がどんなに少なかったとしても、決してパブリックコメントそのものが無駄なわけではありません。

その一方で、市民全体の関心が高い案件以外は、過去にも意見提出したことがあると思われる人からしか意見が出てこないという印象もあり、全てのパブリックコメントの実施が市民に広く知られているとは言えない状況にあります。

担当課においては、市民から意見が提出されることをただ待つだけではなく、関係団体などに意見提出を働きかけるなど、積極的に意見をもらうための工夫を行っていく必要があると考えます。

(4) 公募委員の充実について

現在、公募委員を置く多くの附属機関等においては、応募者数を十分に獲得できない状況が続いており、中には、公募委員が集まらないまま会議運営を開始する機関も見受けられます。

しかしながら、公募委員は市民参加において重要な役割を担っており、早急な改善に向け、次の点について具体的な取組が必要だと考えます。

ア 応募条件の緩和について

公募委員については、多くの市民の参加を可能とするため、原則一機関のみの就任としており、併せて同一機関に継続して就任することも禁止しています。

しかしながら、多方面に関心がある方は、積極性や勤勉さを持ち合わせていることが多く、また、審議が長期にわたる場合や複雑である場合には、同一機関に一定程度続けて就任することのメリットも大きいため、公募委員への応募が定足数に満たない場合に限り、これらの制限を緩和してもよいのではないかと考えます。

また、年齢制限については、ほとんどの機関で20歳以上としていますが、選挙権や成人年齢引き下げの動きを鑑みると、特に20歳以上とする理由がない場合については基本的に18歳以上に参加を求めることとし、併せて高等教育機関等にチラシの設置などの依頼を行えば、若年層の市民参加の推進に対して効果が期待できると考えます。

イ 選考方法の見直しについて

現在は多くの附属機関等において、小論文による選考を行っていますが、一般市民にとって論文を書くという作業は非常にハードルが高く、応募をためらう要因になりかねないと考えます。

そのため、小論文の代わりに面接による選考の採用を積極的に検討することや、応募段階では小論文の提出を求めず、選考が必要になった段階で初めて小論文を求めるようにするなど、市民の積極的な応募を促す工夫が必要だと考えます。

ウ 実施方法について

市の附属機関や懇談会等に対する市民の認知度は決して高くはなく、公募制度についても多くの人に知られているとは言い難い状況にあります。

そのような中で公募委員への十分な応募を獲得するためには、漫然と応募を待つのではなく、積極的に関係各所に応募の声かけを行う必要があります。

また同時に、現職の委員を通じて各団体や知人等に声をかけてもらうことができれば、より幅広い層からの応募が期待できると考えます。

市民が公募委員として参加してみようと思うためには、まずその機関の内容を知ることが必要最低条件になりますが、各機関の実態はなかなか市民には分からないものであり、応募チラシに書かれた取組内容を読んでも、具体的なイメージが湧かないものが多いと感じます。

ホームページにある「機関の概要」ページには、会議録などの具体的な取組内容が掲載されており、募集チラシからホームページに誘導する工夫を行えば、各機関の取組を具体的に知ることができるため、応募してみようという人も増えるのではないのでしょうか。

さらに、現在の募集チラシは必要事項を記載しただけのものが多く、たくさんの印刷物の中に紛れると人目に触れません。

チラシを読んでもらうためには、まず手に取ってもらう必要があります、人目を惹くための工夫を大に行う必要があると考えます。

(5) 職員の意識について

パブリックコメントにおける説明資料や公募委員の募集チラシの多くは、内容が分かりづらく、相手に理解させようという意気込みが十分ではないものが見受けられますが、これは、職員に市民参加の意図が十分に理解されていないことが一因にあると考えられます。

どのような市民参加を求めるのか、というその内容については、施策内容や各会議の状況に精通した担当課において検討されることが望ましいと考えますが、それらの市民参加がいずれも市民にとって充実したものとなるためには、職員全体の意識向上が必要であり、そのための取組が求められます。

2 市民参加推進会議について

(1) 会議の運営方法

ア 委員への事前説明

推進会議の取組については、「本市の市民参加に関する基本的事項の調査審議」と定義されていますが、そもそも「市民参加」というものが市民に浸透しているとは言い難く、初めて推進会議に参加した委員からは、「何を行う会議なのか分からなかった」、「事前にイメージしていたものと実際の取組内容が違っていた」という感想が聞かれました。

そのため、公募委員を募集する際や、推進会議に新たに参加する委員に対しては、実際の取組内容について、事前に十分な説明を行うとともに、実際の会議運営に当たっても、参加委員全員が、推進会議において何を達成すればよいのかという目的やゴール地点を共有できるように、推進会議に求められていることを、当初から各委員に明確にしておく必要があると考えます。

イ 審議事項

推進会議ではこれまで、市が行う施策や事業における市民参加の取組について、第三者的立場から取組内容の評価・検証を行い、必要に応じて、より良い形で行われるための提言を行ってきました。

しかしながら、旭川市市民参加推進条例の制定から15年以上が経過し、市民参加における経験が蓄積されたことにより、現在では、個別の取組に対する第三者意見の聴取においては、市民参加の取組が妥当であると結論されるものが多く、新たな取組を提示する必要性がほとんど感じられなくなってきました。

一方で、過去の意見書で指摘された課題の中には、いまだ解決されていないものがあり、今後はむしろ、それらの解決されていない課題に対する具体的な対策等について、重点的に審議していく必要があると考えます。

(2) 意見書の取扱い

意見書は、各期の委員が市民参加の推進を助ける手法について、2年間の審議の中で検討を重ねた成果であり、これまで第1期から第7期までの全期において、提出されてきました。

しかし、提出された意見の反映状況については、これまで明確にされてきてはならず、いずれの意見も各期の課題としてしか扱われてきていません。

そのため、過去の意見書で出された意見については、改善したものと、そうでないものを明らかにした上で、改善途上のものについては意見書の中で次期へと申し送りを行い、継続性を持たせられれば、これまで以上に意見書を効果的に活用できると考えます。

おわりに

推進会議の第1期意見書において、「市が市民参加を求めて施策を実施する場合、取り入れる手法や実施時期などについては、第三者の客観的な意見を参考にする必要がある」と提言されたことを受け、第2期以降では、市が実施する各施策における市民参加の検証を中心に据えた活動を続けてきました。

そして、このことにより、市が取り組む市民参加の在り方は、確実により良いものへと形作られてきました。

その一方で、その他の事項に関する議論が十分に進まず、推進会議の取組内容の硬直化を招くことにもなっていたため、過去の意見書では「施策の評価にのみ留まらず、より本質的な市民参加の議論の場へと転換を図ることも必要である」という意見が、長い間出されてきました。

今期では、これまでの取組を振り返り、今後の推進会議の取組事項について検討を行った結果、市が行う市民参加の個別検証については、既に一定の成果を上げたと判断し、今後は市民参加における本質的な事項について議論することへと、大きく舵を切りました。

ただ、個別検証の成果が認められたということが、市における市民参加の状態が満足いくものであることとは同義ではなく、飽くまで市民参加の制度の枠として一定程度の完成を見たにすぎません。

第9期の皆様には、地域主体のまちづくりの実現に向けた市民参加の一層の充実を目指し、今期での取組の方向性を引き継ぎながら、更に発展させていただければと思います。